

噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第12回） 各委員からの主な御意見について

- 資料3 p5 噴火警戒レベル4・5で避難が必要になる居住地域の施設において、噴火警戒レベル2や3の段階においては、何も対応をとらなくてよいという誤解を与える可能性があるということも考えておく必要がある。
- 資料5の作成ガイドは、昨年度の2編構成から分冊化して4編構成となっている。市町村や避難促進施設がどの資料を使うべきか判断しやすいようフロー図があるとよいのではないか。
- 資料5-1 p25 ③退避者状況の把握・整理について、避難確保計画では、施設所有者等が利用者等の緊急退避や避難の状況に関して市町村へ報告することになっている。この対応について、施設所有者等が自分の身の安全を確保した上で行うものだという事を作成ガイドやひな形の必要な箇所に解説するべきではないか。
- 資料8 p9 要配慮者施設に関する避難確保計画の必要性の記載が不十分と思われる。グループ分け（p13）でいう、AからDのグループの記載になっていて、E、Fの施設種別向けの記載にはなっていない。傷病者や高齢者、子供等、避難に時間がかかる方が、いざというときに逃げられるような準備をしておくために避難確保計画を作成する必要があるということが分かるようにするべきである。
- 今後、内閣府が支援した施設以外でも、避難確保計画を作成した事例を収集し、事例集等にとりまとめ、他地域の行政担当者や施設所有者等が参考とできるようにするべきである。

以上